

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	自立支援医療(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、自立支援医療(精神通院医療)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和7年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療(精神通院医療)の支給に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等の規定に基づく次の事務 1 自立支援医療(精神通院医療)の支給に関する事務 2 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定の変更に関する事務
③システムの名称	医療関連業務電算化オンラインシステム、北海道庁宛名連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項、145の項、146の項 【情報提供の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42の項、80の項、125の項、144の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
②所属長の役職名	精神医療担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館3階 電話:011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話:011-204-5279
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認している。	

變更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	所属長	精神保健担当課長 加倉 雅代	精神保健担当課長 澤口 敏明	事後	重要な変更にあたらな(所属長名の変更)
平成30年6月27日	所属長	精神保健担当課長 澤口 敏明	精神保健担当課長 畑島 久雄	事後	重要な変更にあたらな(所属長名の変更)
平成30年6月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号 別表第二の56の2の項、108の項、109の項、110の項	番号法第19条7号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項、109の項、110の項	事後	記載漏れ等があったため、26の項、87の項を追加し、108の
令和1年6月20日	Ⅱ－1 対象人数	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和1年6月20日	Ⅱ－2 取扱者数	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和2年5月26日	Ⅰ－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局法制文書課行政情報センター	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和2年5月26日	Ⅱ－1 対象人数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和2年5月26日	Ⅱ－2 取扱者数	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和4年5月20日	Ⅰ－5② 所属長の役職名	精神保健担当課長	精神医療担当課長	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和4年5月20日	Ⅱ－1 対象人数	令和2年3月31日現在	令和4年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和4年5月20日	Ⅱ－2 取扱者数	令和2年3月31日現在	令和4年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和5年5月22日	Ⅱ－1 対象人数	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和5年5月22日	Ⅱ－2 取扱者数	令和4年3月31日現在	令和5年3月31日現在	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和5年6月27日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号 別表第二の56の2の項、108の項、109の項、110の項	番号法第19条8号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項、109の項、110の項	事後	重要な変更にあたらな(R3番号法改正に伴う号の修正)
令和6年6月17日	Ⅱ－1 対象人数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和6年6月17日	Ⅱ－2 取扱者数	令和5年3月31日時点	令和6年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和6年6月17日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定	番号法第9条第1項 別表117の項	事後	重要な変更にあたらな(R6番号法改正に伴う号の修正)
令和6年6月17日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条8号 別表第二の26の項、56の2の項、87の項、109の項、110の項	【情報照会の根拠】番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144の項、145の項、146	事後	重要な変更にあたらな(R6番号法改正に伴う号の修正)
令和7年7月29日	Ⅱ－1 対象人数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)
令和7年7月29日	Ⅱ－2 取扱者数	令和6年3月31日時点	令和7年3月31日時点	事後	重要な変更にあたらな(時点修正)